

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 2 号 令和 7 年度岩国市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 9 号 令和 8 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 7 号 令和 7 年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 18 号 令和 8 年度岩国市駐車場事業特別会計予算

議案第 19 号 令和 8 年度岩国市水道事業会計予算

議案第 20 号 令和 8 年度岩国市工業用水道事業会計予算

議案第 22 号 令和 8 年度岩国市下水道事業会計予算

議案第 23 号 令和 8 年度岩国市簡易水道事業会計予算

議案第 24 号 岩国市簡易水道条例

議案第 35 号 岩国市下水道条例及び岩国市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

議案第 36 号 岩国市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 38 号 岩国市工業用水道条例を廃止する条例

議案第 45 号 指定管理者の指定について

議案第 51 号 市道路線の認定について

議案第 52 号 市道路線の変更について

以上 13 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 35 号 岩国市下水道条例及び岩国市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、「今回の下水道料金の改定については、人口減少、物価の上昇や処理施設の老朽化により多額の事業費がかかることから、その必要性は理解するところであるが、本件に係る審議会から付された、効率的な下水道整備の在り方について適宜検討・見直しを行うことの見解に対して、市はどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「今後の見直し時期において、区域の人口推移や人口密集度、下水道料金の収支、整備方式を考慮しながら、整備区域を見直してまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「5年後のさらなる料金改定に至る前に、整備区域の縮小だけでなく、下水道事業の構造的な改革には取り組めないのか」との質疑があり、

当局から、「整備区域の見直し以外には、水洗化率や管更生による有収率の向上に努めるとともに、料金改定以外の収入の確保についても考えてまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「このたびの料金改定では基本水量が10立方メートルから5立方メートルへ引き下げられたため、改定前は、使用水量が10立方メートルまでの、基本料金で収まっていた世帯でも、基本料金から外れるケースが出てくる。こういった世帯を含め、主に高齢者が想定される、使用水量が少ない世帯に対して、配慮が足りないのではないか」との質疑があり、

当局から、「使用水量別の下水道料金改定額の中で、特に、使用水量が5立方メートルまでの増額率は最も低く抑えられており、使用水量の少ない世帯に対しては、一定の配慮を行ったものとなっている」との答弁があり、

これを受けて、委員中から、「今般のイラン情勢の影響により、原油価格を含む諸物価の高騰が下水道料金の改定日である本年10月1日まで継続することも考えられる。この場合、経済的弱者に配慮し、料金改定の延期を検討する必要があるのではないか」との質疑があり、

当局から、「今後の状況を注視し、市民生活への影響を見極めながら、しかるべきときに状況判断を行って、市民への影響が最小限になるよう、適宜適切に対応してまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。